平成２２年（フ）第１９６号
静岡市葵区新間232番地の１　蛍が丘団地さつき棟102号室、住民票上の住所静岡市葵区松富３丁目４番70号
債務者　浦田　淳子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９号
長崎県平戸市堤町2474番地
債務者　辻　美恵子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
長崎県平戸市田平町小崎免666番地
債務者　桃田美恵子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
青森県五所川原市字錦町１番地105
債務者　竹谷　時春
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後２時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
青森県五所川原市大字野里字牧ノ原14番地２
債務者　須藤　哲治
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
青森県五所川原市みどり町７丁目67番地
債務者　北澤　　智
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
青森県五所川原市みどり町７丁目67番地
債務者　北澤とも子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午前11時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字漁師町70番地２
債務者　津島比呂志
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第８７９号
東京都町田市本町田3486番地藤の台団地１―８―103
債務者　篠原眞美子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６２０号
東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木537番地19
債務者　杉山　利克
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５４号
静岡県浜松市東区小池町1253番地
債務者　間渕　博邦
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
静岡市駿河区みずほ４丁目11番地の５　駅前ビルみずほ３Ｅ
債務者　黒川眞里子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０４号
静岡市駿河区西脇1079番地の１　サーパス西脇101号
債務者　大塚　　衛
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３７号
静岡県磐田市福田1971番地１
債務者　大庭千鶴子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２５３号
愛知県あま市中萱津燈明先16番地
破産者　達川武人こと　徐　　武男
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１１３号
長野県飯田市中央通り１丁目11番地
破産者　水野　一郎
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部